

## 住民税（町県民税）の年金特別徴収（天引き）の概要

当該制度は、公的年金受給者の納税の便宜や、市町村の住民税徴収事務の効率化を図るため、平成21年10月より実施されています。主な概要は以下のとおりです。

### 1. 年金特別徴収の対象となる方

- ① 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、住民税が課税される方
- ② 老齢基礎年金等の年間受給額が18万円以上の方
- ③ 介護保険料が特別徴収される、または予定の方
- ④ 年金から特別徴収される介護保険料、住民税等が年金受給額の1/2を超えない方
- ⑤ 年金を担保に借入を受けていない方

※上記の条件すべてを満たしている方が対象となります。

### 2. 年金特別徴収の対象となる個人住民税

特別徴収の対象となる住民税は、公的年金等所得にかかる税額のみであり、その他の所得にかかる税額については、普通徴収（納付書又は口座振替）または給与からの特別徴収となります。

### 3. 年金特別徴収のスケジュール

年金特別徴収の開始年度においては、年金所得にかかる税額の半分の額を普通徴収（納付書または口座振替）で納めることになり、残りの半分は年金からの天引きになります。（100円未満の端数があるときは普通徴収分にまとめます）。

初年度以降においては、4月・6月・8月は前年度2月の税額と同額が天引きになります。（これを仮徴収といいます。）10月・12月・2月は年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額が天引きされます。（これを本徴収といいます。）

#### ①はじめて特別徴収される年

例) 年金特別徴収税額が60,000円の場合

徴収月	徴収方法	年金特別徴収（天引き）	普通徴収（納付書又は口振）
6月			15,000円
8月			15,000円
10月		10,000円	
12月		10,000円	
2月		10,000円	
小計		30,000円	30,000円
合計		60,000円	

半分の30,000円は納付書又は口座振替で納付する。

残り半分の30,000円は年金天引き。

## ②初年度以降

例) 次年度の税額が 45,000 円の場合

徴収月	徴収方法	年金特別徴収 (天引き)	普通徴収 (納付書又は口振)
4月		10,000円	2月の天引き額を8月まで継続。(仮徴収)
6月		10,000円	
8月		10,000円	
10月		5,000円	年税額(45,000円)から4~8月までに天引きした額を差し引いて3等分する。(本徴収)
12月		5,000円	
2月		5,000円	
合計		45,000円	

注意) 上記の二つの表は、「年金特別徴収される住民税額」のみを対象とした見本です。公的年金等以外の所得についても住民税が発生している場合は、普通徴収額にその分が加わります。

## 4. 特別徴収の対象となる公的年金の種類

年金特別徴収の対象となる公的年金の種類は以下のとおりとなります。なお、複数の種類の年金を受給している場合は、受給額の大きさに関係なく、優先順位の高い年金から特別徴収されます。(優先順位は以下の番号のとおり) また、障害年金や遺族年金は課税されないため、特別徴収の対象となりません。

1. 国民年金法による老齢基礎年金
2. 旧国民年金法による老齢年金、通算老齢年金
3. 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金
4. 旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金
5. 旧国家公務員等共済組合法等による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
6. 移行農林年金退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
7. 旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
8. 旧地方公務員等共済組合法等による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金